

津山工業高等専門学校科目等履修生規程

平成5年3月29日
規程第12号

改正 平成16年4月1日規程第24号 平成22年11月30日規程第22号

(趣旨)

第1条 津山工業高等専門学校(以下「本校」という。)学則第54条第3項の規定に基づき、この規程を定める。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 本校において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学時期)

第3条 科目等履修生の入学時期は、原則として学年の始めとする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添え、所定の期間内に校長に願い出なければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書(別紙様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書
- (4) 現に職を有する者は、勤務先所属長の承諾書

2 入学を志願する者が大学(短期大学を含む。)又は高等専門学校(以下「大学等」という。)に在籍する場合の出願書類は、前項第5号の承諾書にかえて大学等の長の依頼書とする。

(入学者の選考)

第5条 前条の入学志願者については、入学試験委員会に諮り、面接等必要な選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第6条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに入学料を納付し、所定の書類を提出しなければならない。

2 校長は、前項の手続を完了した者について入学を許可する。

(履修期間)

第7条 科目等履修生の履修期間は、入学を許可された当該年度内とする。ただし、引き続き当該科目の履修を希望するときは、校長が適当と認める場合に限り、更に1年以内に限り履修期間の延長を許可することがある。

2 前項ただし書により、履修期間を延長しようとするときは、所定の書類を期間満了前までに校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 前2項の規定により履修期間を延長するときは、検定料及び入学料は徴収しない。

(指導教員)

第8条 科目等履修生に対して履修する授業科目に関し必要な指導助言を与えるため、指導教員を置くことができる。

(履修科目)

第9条 科目等履修生が履修できる授業科目は、本校の教育に支障がないと認められるものとする。

(単位の認定)

第10条 単位の修得を認定するに当たっては、本校の学業成績の評価に関する内規を準用する。

2 認定された修得単位に関しては、本人からの願い出により、単位修得証明書を交付する。

(授業料の納付)

第11条 科目等履修生の授業料は、所定の期日までに、履修を許可された授業科目に係る全額を納付しなければならない。

2 授業料を納付しない者は、除籍する。

(検定料、入学料及び授業料)

第12条 検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則(平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号)に定める額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

(退学等)

第13条 科目等履修生がその本分に反する行為があったと認められたときは、校長は退学を命ずることがある。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか，科目等履修生に関し必要な事項は，津山工業高等専門学校学則及び学内諸規則を準用する。

附 則

この規程は，平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規程第24号）

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規程第22号）

この規程は，平成22年11月30日から施行する。

別紙様式（第4条関係）

科目等履修生入学願書

津山工業高等専門学校長 殿

このたび、貴校に科目等履修生として入学したいので、御許可くださるようお願いいたします。

ふりがな 氏名 生年月日	印 年 月 日生（ 歳）	写真貼付 上半身脱帽 申請の日以前 6か月以内に 撮影したもの
現住所	〒 ☎	
最終学歴		
履修希望 科目 (希望指導教員)		
履修期間	年 月 日～ 年 月 日	
添付書類	履歴書 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書 勤務先所属長の承諾書又は依頼書	
その他		